

講 師 要 件 表

科 目	講 師 要 件
一 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
(1) 福祉用具の役割	①福祉用具専門相談員 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士
(2) 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	⑥公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者 (以下、「福祉用具プランナー研修修了者」とする。) ⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目または、それと類似する科目を担当する教員(非常勤を含む。) (以下、「大学院等教員」という。) ⑧上記以外の者でその業績を審査することによって、当該科目の担当に適任であると特に認められる者
二 介護保険制度等に関する基礎知識	
(1) 介護保険制度等の考え方と仕組み	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤社会福祉士 ⑥介護福祉士
(2) 介護サービスにおける視点	⑦介護支援専門員 ⑧大学院等教員 ⑨高齢者保健福祉を担当している行政職員 ⑩上記以外の者でその業績を審査することによって、当該科目の担当に適任であると特に認められる者

三 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
(1) からだとこころの理解	①医師 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥精神保健衛生士 ⑦大学院等教員 ⑧上記以外の者でその業績を審査することによって、当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) リハビリテーション	①医師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤大学院等教員 ⑥上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(3) 高齢者の日常生活の理解	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員 (以下、「介護機器相談指導員」という。) ⑦大学院等教員 ⑧上記以外の者でその業績を審査することによって、当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(4) 介護技術	
(5) 住環境と住宅改修	①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉住環境コーディネーター1級・2級試験合格者 ⑤福祉用具プランナー研修修了者 ⑥1・2級建築士 ⑦大学院等教員 ⑧上記以外の者でその業績を審査することによって、当該科目の担当に適任であると特に認められる者

四 個別の福祉用具に関する知識・技術	
(1) 福祉用具の特徴	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士
(2) 福祉用具の活用	⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧介護機器相談指導員 ⑨大学院等教員 ⑩上記以外の者でその業績を審査することによって、当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(3) 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉用具プランナー研修修了者 ⑤介護機器相談指導員 ⑥大学院等教員 ⑦上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
五 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習	
(1) 福祉用具の供給とサービスの仕組み	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士
(2) 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画の作成と活用	⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧大学院等教員 ⑨上記以外の者でその業績を審査することによって、当該科目の担当に適任であると特に認められる者

※講師（医師除く）は、上記の要件に加えて、
それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5年以上有すること